

平成 25 年 10 月 29 日

各報道機関様

河内長野市長 芝田 啓治

生活保護費不正支出事件にかかる職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1. 被処分者

氏名 宮本 昌浩 (ミヤモト マサヒロ)
生年月日 昭和 44 年 12 月 7 日 (43 歳)
所属等 都市建設部まちづくり推進室主査 (事務職員)
担当期間 平成 13 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

2. 処分日

平成 25 年 10 月 29 日

3. 処分の内容等

(1) 内容

懲戒免職

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号)
- ・職務上の義務違反 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号)
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号)

4. 事案の概要

元生活福祉課職員が、不正な経理処理や生活保護電算システムの端末操作を行うことにより、平成 22 年 9 月、生活保護受給者の氏名を利用し、2 件、少なくとも、80 万円余りの生活保護費を横領したものの。

5. その他

当事者以外の関係職員の処分につきましては、速やかに調査を進め、厳正に対応いたします。

問い合わせ 電話：0721-53-1111
生活保護費不正支出事件について 生活福祉課
職員の懲戒処分について 人事課

生活保護費不正支出事件にかかる職員の懲戒処分について
(市長コメント)

本日、生活保護費不正支出事件の当事者である宮本昌浩につきまして、懲戒免職の処分といたしました。

このたび、当事者（宮本昌浩）が、生活保護受給者の氏名を利用し、2件、少なくとも、80万円余りの生活保護費を横領した事実を認めたことにより、処分を行ったものです。

病気や障がい、また、失業等により生活に困窮している人々に対し、必要な保護を行い、生活を保障することを任務とする者が、公金を横領するということは、あってはならない極めて悪質かつ重大な非違行為であり、かかる事態の発生を許してしまい、市民ひいては国民の皆様には、大変ご心配・ご迷惑をお掛けしたこと、福祉行政に対する信頼を著しく失墜させましたことを、改めて心から深くお詫び申し上げます。

今後も、捜査当局の捜査に全面協力するとともに、市においても第三者委員会を設置するなど真相の解明と再発防止及び損害の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。